

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

児玉紙器株式会社と児玉紙器株式会社派遣労働者代表者は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、企業等に派遣され、それぞれの派遣先の指揮命令を受けて就業する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 児玉紙器株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び管理・リーダー手当とする。

(賃金の決定方法)

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 4 年 8 月 26 日職発 0826 第 1 号「令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める」ものとする[夏小1]。

(2) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとする。

イ 「倉庫作業」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、別表通達/別添 2 に定める「754 倉庫作業員」とする。

ロ 「フォークリフト作業」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、別表通達/別添 2 に定める「684 フォークリフト運転作業員」とする。

ハ 「一般事務」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、別表通達/別添 2 に定める「259 その他の一般事務の職業」とする。

- ニ 「包装作業」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、別表通達/別添 2 に定める「771 製品包装作業員」とする。
- ホ 「流通加工作業」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、別表通達/別添 2 に定める「779 その他の包装の職業」とする。
- ヘ 上記イロハニホは、業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用するものとする。

- (3) 通勤手当について、基本給及び賞与とは分離し、第 9 条のとおりとする。
- (4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、当該額を別表 1 の「2」に定める額に 5%を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

（賃金の決定に当たっての評価）

第 5 条 基本給の決定は、年 1 回行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は別表 2（1～5）の評価表を準用し、その評価結果に基づき決定する。

第 6 条 対象従業員の昇給は基本給について行うものとする。

- (1) 昇給額は会社業績の他、本人の能力に向上があったら改善する。
- (2) 昇給時期は毎年 7 月 1 日とする。
- (3) 期間を定めて雇用した派遣社員については、雇用契約の期間中における昇給その他の給与の改定は行わない。

第 7 条 対象従業員の降給・減給

- (1) 社会・経済情勢の変化・悪化などにより、対象従業員の降給・減給を行うことがある。

第 8 条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めにしたがって支給する。

第 9 条 対象従業員の通勤手当は、基本給及び手当とは分離し、車・バイク通勤者に対しては「一般の労働者の通勤手当に相当する額」と「同等以上」を確保するものとして、71 円（時給換算額）とする。

公共交通機関を利用し通勤する従業員に対しては、実費相当額を支給することとする。ただし、公共交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる）が片道 2 km 未満であるものは除く。

第 10 条 対象従業員の退職金は、時間給に含めて支給する。但し、対象従業員が 65 才以上の再雇用者の場合、その分は支給しないものとする。

（賞与）

第 11 条 賞与は、職業安定業務統計の一般賃金に基づき（賞与含む）時給に含まれることとする。

（賃金以外の待遇）

第 12 条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする

（教育訓練）

第 13 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

（その他）

第 14 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第 15 条 本協定の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

令和 6 年 4 月 1 日

児玉紙器株式会社 代表取締役社長

小野田 文弥



児玉紙器株式会社 派遣労働者代表

三野 聡

